

有限会社小倉介護サービスさつき 運営規程

(事業の目的)

第1条 「有限会社小倉介護サービスさつき」が運営する小倉介護サービスさつき（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービス事業の（以下「事業」という。）適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援又は要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービス（以下「指定訪問介護等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう居宅サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 指定訪問介護の提供にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 前項のほか「指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚令第 37 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定予防給付型訪問サービスの方針)

第3条 要支援者の心身機能の改善、環境整備等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、要支援者の自立を支援し、生活の向上に資するサービスの提供を行い、要支援者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

(2) 指定予防給付型訪問サービスを実施するにあたり、利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定予防給付型訪問サービス事業者へ報告することとする。

(3) 指定予防給付型訪問サービスの提供にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し地域包括支援センター、保健・医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者ができることは要支援者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

(4) 前項のほか「指定予防給付型訪問サービスの事業の人員、設備及び運営ならびに予防給付型訪問サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚労令第 35 号）」の内容を遵守し、事業を実施するものとする。」

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 有限会社小倉介護サービスさつき
- 2 所在地 北九州市小倉北区篠崎2丁目16番24号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人 (サービス提供責任者と兼務)
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 1人以上(常勤1名、うち1名は管理者と兼務)
サービス提供責任者には、ヘルパー1級資格者若しくは介護職員実務者研修修了者を任命する。サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護及び第一号訪問事業のサービス利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たる。
- 3 訪問介護員 3人以上(常勤又は非常勤)
訪問介護員には、ヘルパー2級資格者若しくは介護職員初任者研修修了者を任命する。
訪問介護員は、指定訪問介護及び第一号訪問事業のサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間・訪問介護サービス対応日・対応時間)

第6条 営業日及び営業時間・訪問介護サービス対応日・対応時間を次のとおりとする。

- 1 営業日は日曜日から土曜日までとし、国民の祝日も営業する。
- 2 営業時間は午前9時から午後6時までとする。
- 3 訪問介護サービス対応日は、365日とする。
- 4 訪問介護対応時間は、24時間とする。

(指定訪問介護・指定予防給付型訪問サービスの内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚告第19号)」(以下「算定基準」という。)に規定する内容とし、具体的には以下のとおりである。

- | | |
|----------|--|
| (1) 身体介護 | 食事介助、排泄介助、入浴介助、更衣介助、身体整容、体位変換
移動介助・移乗介助、服薬介助、起床・就寝介助、特段の専門的配慮をもって行う調理、自立生活支援のための見守りの援助。 |
| (2) 生活援助 | 調理、掃除、洗濯、買物等。 |

2 指定予防給付型訪問サービスの内容は、「指定予防給付型訪問サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚労告 127 号）」（以下「予防給付型訪問サービス基準」という。）に規定する内容とし、要支援者の心身機能の改善、環境整備等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、要支援者の自立を支援し、生活の向上に資するサービスの提供を行い、要支援者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、要支援者の自立の可能性を最大限引き出す支援とする。

3 第 9 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施地域外から、片道おおむね 10 キロメートル未満 300 円

② 実施地域外から、片道おおむね 10 キロメートル以上 500 円

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名・押印）を受けることとする。

（利用料その他の費用の額）

第 8 条 利用料は算定基準及び指定予防給付型訪問サービス算定基準に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は北九州市一円、行橋市、京都郡苅田町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町とする。

（事業提供にあたっての留意事項）

第 10 条 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービスの提供を行う際には、その利用者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会の内容等）を確認する。

3 指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービスの提供を行う訪問介護員等は、当該介護の提供において常に社会人として見識ある行動をし、従業員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

（緊急時の対応等）

第 11 条 訪問介護員等は、指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービスの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡する。

2 報告を受けた管理者は、訪問介護員等と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第12条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故についてはその状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第13条 事業者は、提供した指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービスに対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第14条 訪問介護員等は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

2 前項に定める秘密保持義務は、訪問介護員等の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書に明記する。

3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(従業者の研修)

第15条 事業者は、全ての訪問介護員等に対し、職員の資質向上のため、研修機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修

(2) 継続研修 認知症ケアについて 接遇について 倫理規定・法令遵守について
プライバシー・個人情報保護について ヒヤリハット事例を用いて
身体拘束防止について 虐待防止について

(記録の整備)

第16条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護及び指定予防給付型訪問サービスの提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間、条例で5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問介護計画及び予防給付型訪問サービス計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(地域との連携等)

第 16 条 本事業の運営に当たって、提供した指定訪問介護及び予防給付型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業、その他の市町村が実施する事業に協力するように努める。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

改訂 平成 19 年 12 月 1 日

改訂 平成 23 年 3 月 1 日

改訂 平成 27 年 9 月 1 日